

# 山梨県立白根高等学校いじめ防止対策基本方針

山梨県立白根高等学校  
平成26年3月20日策定  
平成29年9月 1日改訂  
平成30年9月26日改訂

## 1 本校のいじめの防止に関する基本的な考え方

○本校では、教職員と生徒一同が「チーム白根」を結成し、明るく、楽しく学校教育活動に励んでいます。一人一人が主人公であり、かけがえのない大切な仲間です。生徒が行きたい、保護者が行かせたい、職員が働きたいと思えるような学校を目指しています。

その実現を図るため、全教職員が組織的に生徒指導体制を確立し、規範意識の向上と教育相談による共感的な生徒理解に努め、「いじめを生まない土壌(居場所)づくり」に取り組んでいます。校長のリーダーシップのもと、教職員一同「いじめは人間として絶対許さない」、「見て見ぬふりをしない」を徹底し、毅然とした態度で、いじめ防止に取り組めます。

## 2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。(いじめ防止対策推進法第2条)

「物理的な影響」・・・身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

### 3 本校のいじめの防止に関する取組内容

#### ①いじめ未然防止取組

- ・全校生徒による「いじめ根絶宣言」集会の実施。
- ・生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力を養うため、すべての教育活動を通じた道徳・人権教育及び体験活動の充実を図る。
- ・交流・ボランティア活動の充実。
- ・保護者・地域との連携。
- ・「いじめは絶対許さない」という教職員の共通認識の共有と資質能力向上研修。
- ・いじめ防止の校内組織体制の確立。
- ・教職員の業務の見直しを行い、いじめに係る相談等に  
応じる時間を一層確保する。

#### ②いじめ早期発見取組

- ・生徒の見守りや信頼関係の構築に努める。
- ・生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ・毎日の観察(健康観察を含む)。
- ・いじめ実態調査の実施(年3回)。
- ・担任による二者面談(年1回)。
- ・校内巡回指導。
- ・ブログ等の監視。
- ・相談体制充実・スクールカウンセラーの活用。
- ・いじめ相談窓口の設置。
- ・特別支援助いじめ防止委員会の開催。

#### ③いじめに対する措置

- ・特別支援助いじめ防止委員会の開催。
- ・速やかな事実確認。
- ・被害、加害、周囲生徒への対応。
- ・県教委、関係機関との連携。
- ・保護者・地域との連携。
- ・いじめに対する行為が止んでいること、被害生徒が心身の苦痛を感じていないことの、いじめ解消2要件が  
確認されるまで、粘り強く対応。

#### ④重大事態への対処

- ・特別支援助いじめ防止委員会の開催。
- ・被害生徒の保護とケア。
- ・加害生徒の指導。
- ・県教委、関係機関との連携。
- ・保護者・地域との連携。
- ・いじめ防止対策推進法に基づく対応。

## 4 本校におけるいじめ対策委員会の設置

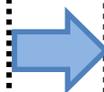
### ○特別支援・いじめ防止委員会

(構成員)

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、保健主事、養護教諭、教育相談担当教員、特別支援教育コーディネーター、担任(必要に応じて加える)

(役割)

- ①学校いじめ防止基本方針の策定・見直し
- ②いじめの未然防止
- ③いじめへの対応
- ④教職員の資質向上のための校内研修
- ⑤年間計画の企画と実施、進捗チェック
- ⑥各取組の有効性検証



### ○拡大いじめ対策委員会

(構成員)

上記委員に学校評議員、PTA会長等、スクールカウンセラーを加える。

## 5 本校における重大事態の調査の基本的姿勢

- 本校では、いじめを受けた生徒やその保護者の切実な思い(いじめの事実、関係を明らかにしたい、何があったのか知りたいなど)を理解して対応に当たる。
- 本校では、自らの対応にたとえ不都合なことがあったとしても、すべてを明らかにして、自らの対応を真摯に見つめ直し、被害生徒・保護者に対して説明責任を果たす覚悟をもって取り組む。
- 重大事態の調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接目的とするものではなく、いじめの事実の全容解明と同種の事案の再発防止が目的であることを認識して取り組み、調査により膿を出し切り、いじめ防止等の体制を見直す姿勢をもち、今後の再発防止に向けた第一歩とする。
- 本校では、詳細な調査を行わなければ、事実の全容はわからないということを第一に認識し、軽々に「いじめはなかった」、「学校に責任はない」という判断をしないことに努める。
- 本校では、被害生徒・保護者の心情に寄り添い、親身に対応する。
- 本校では、被害生徒・保護者に対して自発的・主体的に、詳細な調査の実施を提案する。
- 自殺事案の場合、御遺族の心情を理解して丁寧に対応し、必要な時間をとりながら説明責任を果たす。
- 調査結果の公表については、公表の仕方、公表内容を被害生徒・保護者と確認し、保護者の意向を尊重する。

## 6 重大事態発生時の対応

### ①重大事態の報告

- ・学校長が、県教委（高校教育課長）に報告

### ②教育委員会の対応

- ・県教委から知事へ報告
- ・調査主体や組織の判断

### ③重大事態調査

- ・県教委主体「山梨県立学校いじめ問題対策委員会」と学校の「いじめ対策委員会」とが連携

### ④調査結果報告

- ・学校長が、いじめられた生徒、保護者に説明、県教委に報告、県教委は知事に報告

## 7 重大事態の定義

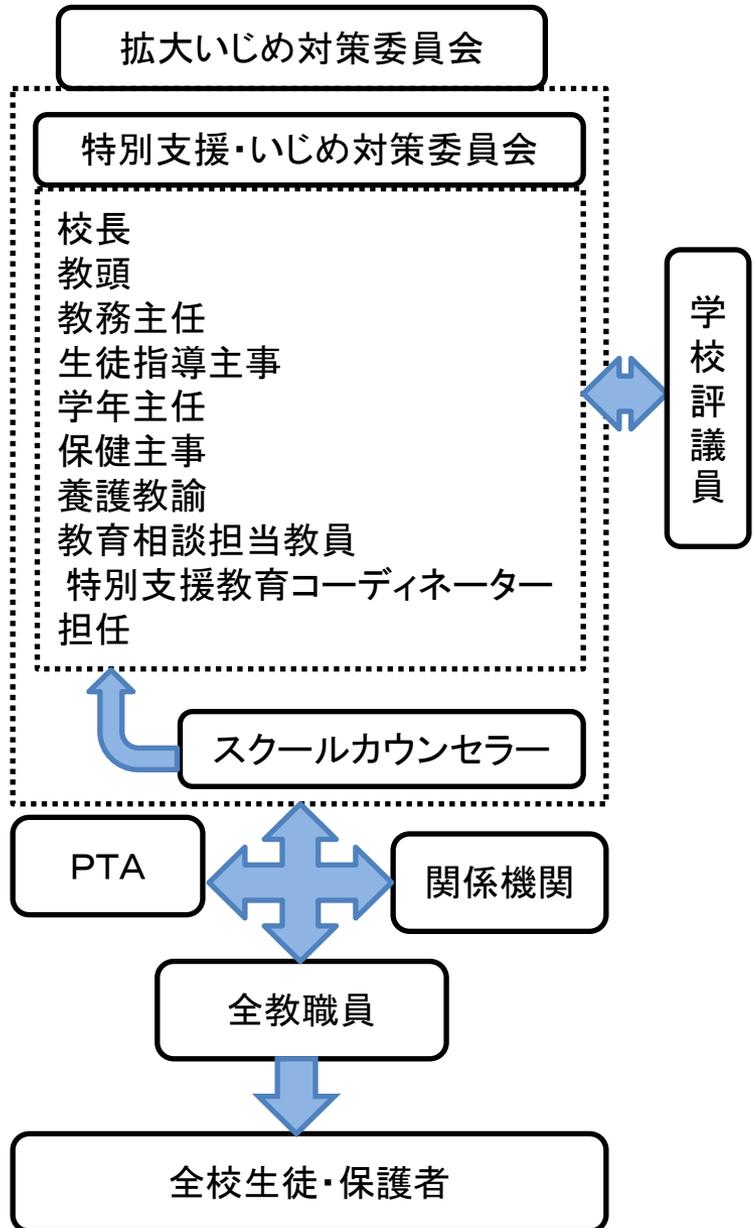
（重大事態の定義）

- 「いじめにより生徒の**生命、心身又は財産に重大な被害**が生じた疑いがあると認めるとき」
- 「いじめにより生徒が**相当の期間学校を欠席**することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」

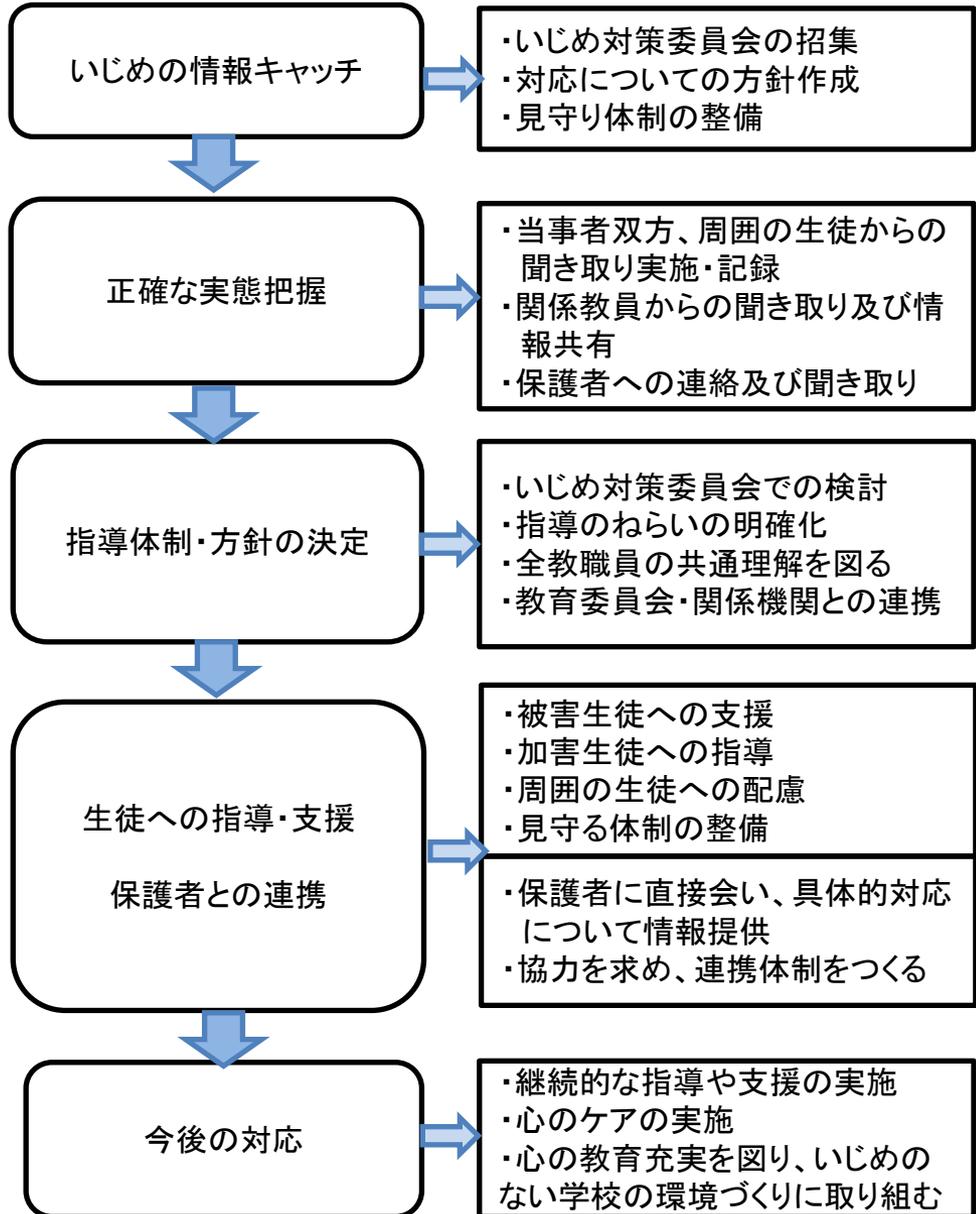
（重大事態の範囲）

- 生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合（骨折、脳震盪という被害）
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合
- 生徒が精神的に苦痛を受け、生命心身財産重大事態に該当することが十分に考えられる場合は、欠席30日にとらわれない
- 生徒や保護者から、いじめにより重大な事態が生じたという申し立てがあった場合

## 8 本校におけるいじめ防止のための体制



## 9 本校におけるいじめ対応の基本的流れ



# 10 いじめが起きた場合の初期対応

発見・情報収集

日常の関係職員の観察・アンケート・教育相談周りの生徒等からの情報

情報を得た教職員

担任・学年主任・生徒指導主事等

教頭

校長

事実確認・方針決定

校長による「特別支援・いじめ対策委員会」の招集・指揮

特別支援・いじめ対策委員会

- 報告・共通理解を図る
- 調査方針・分担の決定
- 調査班編成の決定
- 報告・事実関係の把握と確認
- 指導方針・指導体制の決定
- 対応班編成の決定

職員会議  
(共通理解)

県教育委員会  
(高校教育課)

保護者  
(連絡)

対応

対応班によるいじめ解消に向けた指導

県教育委員会への報告・相談

継続指導・経過観察・再発防止・未然防止指導

11 白根高校組織的対応

いじめ防止対策推進法

県教育委員会  
(高校教育課)

連携  
指  
導  
指  
示

白根 高校



WEB公表

全校生徒・保護者への説明

白根高校いじめ防止  
対策基本方針

拡大いじめ対策委員会

校長  
教頭  
主幹教諭

特別支援・いじめ  
対策委員会

学年主任  
学級担任  
部活動顧問  
スクールカウンセラー  
学校評議員

生徒指導主事  
保健主事  
養護教諭  
コーディネーター  
全教職員

連携  
情報交換

関係機関

・学校への意見  
・学校の取組評価

PTA・地域



## 12 白根高校年間指導計画

	1年	2年	3年	学校全体
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「いじめ根絶宣言」集会の実施</li> <li>・保護者への相談窓口周知</li> <li>・生徒への相談窓口周知</li> <li>・「中学からの調査書」「個人調査票」等によって把握した生徒状況の集約</li> <li>・学年づくり</li> <li>・HRづくり(二者面談)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「いじめ根絶宣言」集会の実施</li> <li>・保護者への相談窓口周知</li> <li>・生徒への相談窓口周知</li> <li>・学年づくり</li> <li>・HRづくり(二者面談)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「いじめ根絶宣言」集会の実施</li> <li>・保護者への相談窓口周知</li> <li>・生徒への相談窓口周知</li> <li>・学年づくり</li> <li>・HRづくり(二者面談)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回特別支援・いじめ防止委員会(生徒情報の共有)</li> <li>・白根高いじめ防止基本方針の周知(HP掲載)</li> <li>・PTA総会で「白根高校いじめ防止基本方針」の趣旨説明</li> </ul>
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回学校生活アンケートの実施</li> <li>・三者懇談の実施(保護者との連携)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回学校生活アンケートの実施</li> <li>・三者懇談の実施(保護者との連携)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回学校生活アンケートの実施</li> <li>・三者懇談の実施(保護者との連携)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回拡大いじめ対策委員会第2回特別支援・いじめ防止委員会(アンケート結果の共有)</li> </ul>
9月				<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3回特別支援・いじめ防止委員会(夏季休業中の生徒情報の共有)</li> </ul>
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2回学校生活アンケートの実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2回学校生活アンケートの実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2回学校生活アンケートの実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2回拡大いじめ対策委員会第4回特別支援・いじめ防止委員会(アンケート結果の共有)</li> </ul>
1月 2月 3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三者懇談の実施(保護者との連携)</li> <li>・第3回学校生活アンケートの実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三者懇談の実施(保護者との連携)</li> <li>・第3回学校生活アンケートの実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三者懇談の実施(保護者との連携)</li> <li>・第3回学校生活アンケートの実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3回拡大いじめ対策委員会第5回特別支援・いじめ防止委員会(アンケート結果の共有)</li> </ul>